

広島市規則第 55 号

令和 7 年 9 月 25 日

広島市事務組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 松 井 一 實

広島市事務組織規則の一部を改正する規則

広島市事務組織規則（昭和 55 年広島市規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 10 項中第 6 号を第 7 号とし、第 5 号を第 6 号とし、第 4 号の次に次の 1 号を加える。

(5) 安佐北多目的交流広場に関すること。

第 9 条第 18 項中第 18 号を第 19 号とし、第 12 号から第 17 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 11 号の次に次の 1 号を加える。

(12) ペット霊園の設置の許可等に関すること。

第 14 条第 13 項中第 16 号を第 17 号とし、第 15 号を第 16 号とし、第 14 号を第 15 号とし、第 13 号の次に次の 1 号を加える。

(14) 居住安定援助計画の認定に関すること（健康福祉局保護自立支援課の所掌に属するものを除く。）。

第 23 条第 3 項ただし書中「安芸区役所厚生部福祉課」を「安佐北区役所厚生部福祉課」に改め、同項福祉課の分掌事務第 37 号を次のように改める。

(37) 可部南認定こども園における教育及び保育の実施に関すること。

第 2 6 条第 2 項福祉課の分掌事務第 9 号を次のように改める。

(9) 可部南認定こども園における教育及び保育の実施に関すること。

附 則

この規則は、令和 7 年 1 0 月 1 日から施行する。ただし、第 2 3 条第 3 項及び第 2 6 条第 2 項福祉課の分掌事務第 9 号の改正規定は、公布の日から施行する。